

相模原市開発事業基準条例及び開発許可申請の手続きについて

(郵送及び電子メールでの対応について)

新型コロナウイルス感染症について感染防止対策を引き続き進めていく必要があるため、当面の間、開発事業基準条例等の手続きの一部を郵送等で対応します。(受付や返送に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

■対応期間

当面の間(状況に応じ、適時対応を見直します。)

■郵送での受付対応

1. 受付可能なもの

相模原市開発事業基準条例	すべての手続き
都市計画法による開発許可及び建築許可等	手数料の支払いが不要な手続き
各種申請・届出等で受付済のもの	書類・図面等の追加・差し替え※電子メールでの対応も可

2. 郵送先

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

都市建設局 まちづくり計画部 開発調整課

3. 郵送方法

- ・郵送する書類の事前協議番号または許可番号(例:2-10、R2-1001等)が付与されている場合は番号を封筒に朱書きし、当該書類に係る担当者を宛先として郵送してください。
- ・送付者の会社名又は氏名、平日の日中に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- ・回答の返送が必要な場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。ただし、受領印が必要な許可書や承認書などについては郵送対応しません。
- ・書類等の到着及び受付の連絡はしません。
- ・書類等に不備がある場合は、担当者より連絡をします。
- ・郵送された書類の事前協議番号または許可番号が不明な場合、送付者の連絡先が不明の場合などは、受付処理及びその後の処理が遅れる又はできない場合がありますので、御注意ください。

4. 受理日等

申請	開発調整課に郵便が届いた日
届出・報告書	郵便受領後、記載事項、添付書類等が定められた要件に適合した日

■電子メールでの対応について

1. 受付可能なもの

各種申請・届出等で受付済のもの	書類・図面等の追加・差し替え
-----------------	----------------

2. 送信先

相模原市役所 開発調整課 kaihatsuchousei@city.sagamihara.kanagawa.jp

3. 送信方法

- ・送信する書類の事前協議番号または許可番号(例:2-10、R2-1001等)及び開発調整課の担当者名を件名に入力の上送信してください。
- ・平日の日中に連絡が取れる電話番号を記載して下さい。
- ・対応可能なもの以外のものが届いた場合は、原則として対応はしませんので、ご注意ください。
- ・添付ファイルはPDF形式としてください。おおむね5MBまでのファイルは受信可能ですが、ファイルによっては本市のセキュリティにより受信ができない場合があります。

お問合せ先

相模原市役所 開発調整課

審査第1班 (主に市街化調整区域) TEL 042-769-8251

審査第2班 (主に市街化区域) TEL 042-769-8250